

特許庁委託事業  
模倣対策マニュアル

インド編

2014年3月



JETRO

## 第6節 営業秘密の保護

インドでは、営業秘密の保護の大部分はコモンローに基づく。しかし、インド契約法第27条にも限定的な救済措置が定められている。インド著作権法第27条は契約により取得した情報を開示することを禁じている。同条は、取引を制限する契約が有効となるためには、両当事者間において合理的なものであり、かつ公衆の利益にも叶うものでなければならないことを示唆している。

したがって、インドにおいては、秘密裏に明らかにされた情報を開示しないよう契約により拘束することが可能である。インドの裁判所は、技術移転契約に組み込まれた、契約に基づき受領した情報を公表し、または契約で合意された以外の目的で使用することを禁じる否定的な約定を課す制限条項を支持した。デリー高等裁判所は、John Richard Brady および Ors 対 Chemical Process Equipments P. Ltd. および Anr の事件において、より広義な衡平法上の管轄権を行使し、契約がないにもかかわらず差止命令を出すことを認めた。

それでもなお、インドの裁判所は衡平法上の原則に基づく営業秘密の保護を支持してきた。そして時には、守秘義務違反のコモンロー上の訴訟においても、当該違反が実質的な契約義務違反となる場合には、営業秘密の保護を支持している。営業秘密の所有者が得ることのできる救済措置は、被許諾者による営業秘密の開示を防止する差止命令を取得し、すべての機密および専有情報を返却させ、営業秘密の開示により損失が生じた場合にその補償を受けることである。

さらに、国家イノベーション法案(2008年策定)は、インド国内の営業秘密を保護するための重要な定めをいくつか含んでいる。

イノベーション法案の第2条第(3)項は TRIPS 契約の第39条第2項に基づくと思われるが、この第2条第(3)項は次のように記載されている。「機密情報とは、(a)本体として、およびその構成要素の正確な構成および組立において、懸案の情報と同種の情報を通常扱う集団において一般に既知ではなく、かつ当該集団に属する者が容易に入手できるものではない、という点において秘密であり、(b)秘密であるために商業的価値を有し、かつ(c)秘密に保つために、情報を適法に管理する者が実施する、現状においては合理的な措置に付されている、という条件に該当する、公式、パターン、コンパイル、プログラム装置、方法、技法またはプロセス等の情報を意味する。」

第8条第(1)項は、当事者が「機密情報に関連する権利および義務（その機密性を保持し、不正流用を防止するための権利および義務を含む）に適用される諸条件を、契約として定める」ことを認めている。第8条第(2)項は、該当する政府に、両当事者が契約を締結することを条件として、機密情報に関連する権利および義務に適用される諸条件を定める権限を与えている。第8条(3)項は、第(1)項の定めにかかわらず、当事者は、衡平法上生じたか、または状況により機密保持義務が付与された結果として生じた、機密情報に対する権利を行使することができる、と定めている。

イノベーション法案(2008年策定)第9条は、原告の同意を得ていない第三者から機密情報が提供された場合には、守秘義務および公平性確保の観点から、当該機密情報に関連する権利と義務が生じる可能性がある、と定めている。

## 第1章 知的財産権の取得

したがって、イノベーション法が施行されると、同法第8条および第9条により、守秘義務違反に係るコモンロー上の訴訟、契約上の義務、衡平法上の原則により現在確保されている営業秘密の保護に係る現在の法的位置付けが再度確認されることとなる。

そのため、雇用者は、契約上の救済措置を確保するために従業員と機密保持契約を締結するのが望ましい。

### 1. 機密保持契約

コモンロー上の救済措置に加えて契約上の救済措置も確保するために、健全で簡潔な会社方針を策定し、従業員との間で機密情報および営業秘密を保護する機密保持契約を締結することが推奨される。この機密保持契約では、「機密情報」と守秘義務の例外を定義する必要がある。契約書には、黙示による利用許諾の付与の否認、開示の制限、使用および複製について定める条項、雇用終了後の機密情報の使用を制限する条項、雇用終了時の情報の返却を義務づける条項、および返却が完了するまで給与および報酬の支払いをさし控える権利に関する情報を含める必要がある。

インドの状況に照らして適用可能な場合には、守秘義務条項とともに競業禁止条項を加えることで、企業は機密情報に対する付加的な保護を確保することができる。これらの規定には、雇用期間中に取得された機密情報と営業秘密の使用を制限し、従業員が不当に競業しないようにするという、明確な目的がある。ただし、インドの裁判所は厳しい競業禁止条項を行使不能とする可能性があるため、競業禁止条項を妥当な内容になるよう配慮しなければならない。機密保持/雇用契約では、第三者の権利を侵害する危険を確実に防止するために、従業員に対し、会社のデータまたは知的財産に第三者の機密情報を統合しないという義務を明確に課す必要がある。また、従業員には、万一この条項に違反した場合には会社を免責することを義務づけることも必要である。雇用時にこうした契約を締結しなかった場合、後日締結する契約には、本契約は雇用日に遡って従業員が取得した機密情報に適用される旨を明示しなければならない。

### 2. 内部プロセス

機密情報を保護するための強力な内部統制および内部プロセスを社内に確立する必要がある。従業員には、十分な情報に基づく意思決定ができるように、秘密に該当する情報、および営業秘密の性質を有する情報を識別するための教育を提供しなければならない。従業員は、秘密事項を保護する自己の責任を明確に理解し、日常業務に組み込まれた継続的なプロセスとして当該事項を扱うことが不可欠である。秘密のデータは、すべての通信においてその旨明示する。また、適切なセキュリティ手続を確立して会社全体でそれに従い、職場の極秘エリアへの立入りについては、制限するか特定の上級従業員のみ限定する必要がある。第三者とのやり取りおよび開示は、指定された要員を介してのみ実行されなければならない。機密情報は可能な限り、業務上知る必要のある従業員に対してのみ、担当業務を遂行する上で必要なときに限定して伝達する。

### 3. 侵害の救済措置

インド知的財産法の下では、侵害が発生した場合に知的財産の所有者が得ることができる救済措置は次の3種類である。

- (1) 刑事措置
- (2) 行政措置
- (3) 民事措置

これらの措置については、第2章で詳細に説明する。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル インド編

[著者]

Amarchand & Mangaldas & Suresh A. Shroff &  
Advocates & Solicitors

Trademarks, Copyright and Licensing

Ranjan Negi, Partner  
Prashant Jha, Senior Associate  
Charu Mehta, Principal Associate  
Pallavi Rao, Senior Associate

Patents, Designs and Trade secrets

Dev Robinson, Partner  
Utsav Mukherjee, Associate

[発行]

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2014年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2014年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりにあることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、法令については仮訳であるため、最終的な確認、照会については原文において行われるようお願いいたします。